

令和 6 年度

簡易水道事業水質検査計画書

北海道伊達市

1. 基本方針

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される蛇口に加えて、浄水場の入り口、出口及び水源とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等、検査計画に位置付けられることが望ましいとされている水質管理目標設定項目とします。
- (3) 検査頻度
 - ① 蛇口では、水道法に基づき、異常な臭味、残留塩素等の検査(水道法施行規則第15条第1項の第一号)は1日1回行います。また、水道法に基づき、一般細菌、有機物、味、臭気及び濁度等の検査(水道法施行規則第15条第1項第二号)は、月1回おこないます。
 - ② 浄水場では、浄水処理におけるPH値、濁度及び残留塩素等の水質の変化を監視するため、監視盤により、1日数回の監視を実施します。
- (4) 原水及び浄水の採水地点は、別紙「原水及び浄水採取箇所図」のとおりとします。

2. 水道事業の概要

給水状況

水道事業名	伊達市簡易水道事業 (大滝区本町地区・北湯沢・優徳地区)		備考
給水区域	本町全域及び本郷町・北湯沢温泉町・優徳町・昭園町及び大成町の各一部		
給水人口	690		(令和4年度末)
普及率	99.9 (%)		(令和4年度末)
給水戸数	403(戸)		(令和4年度末)
計画一日最大給水量	1,521 m ³ /日		(令和4年度末)
一日最大給水量	1,424(m ³)		(令和4年度末)
一日平均給水量	911(m ³)		(令和4年度実績)

浄水施設の概要

水道事業名	伊達市簡易水道事業 (大滝区本町・北湯沢・優徳地区)			備考
計画給水人口	1700人			
浄水場名	本町浄水場	北湯沢浄水場	優徳浄水場	
所在地	大滝区本郷町	大滝区北湯沢温泉町73-3	大滝区優徳町16番地	
配水能力	300 m ³ /日	1,011m ³ /日	210 m ³ /日	
沈澱池	普通沈澱	傾斜板沈澱 (上向流式)	普通沈澱	
ろ過池	砂ろ過	砂ろ過	砂ろ過	
浄水処理方法	緩速ろ過 後塩素処理	急速ろ過・膜ろ過 後塩素処理	緩速ろ過 後塩素処理	
浄水の採水位置	大滝総合支所	第1泉源	優徳中継ポンプ所	

3. 水源名及び水道水の状況

水道事業名	伊達市簡易水道事業			備考
	(大滝区本町地区)	(大滝区北湯沢地区)	(大滝区優徳地区)	
水源の種別	表流水 長流川水系 本流川支流左股川 長流川水系 長流川支流本町川	表流水 長流川水系 カバユサンナイ川支流 共徳川 長流川水系カバユサンナイ川	表流水 長流川水系 長流川支流村雨川	北湯沢・優徳地区の河川名が平成19年変更となっている。
原水の汚染要因	降雨等による 高濁水発生	降雨等による 高濁水発生	降雨等による 高濁水発生	
水質管理上 注目すべき項目	濁度	濁度	濁度	

4. 水質検査項目と検査頻度

(1) 水質基準が適用される蛇口における水質検査項目

法令に基づく水質基準一覧表(別紙1)の蛇口において水質基準項目(51項目)の水質検査を行います。又、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査も合わせて検査を行います。

(2) 検査頻度

イ、検査頻度については、別紙2に基づき水質基準項目(51項目)の検査回数で検査を行います。又、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査は1日1回行います。

ロ、法令に基づき検査回数を減ずる事ができる項目については、過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下の場合には年1回(法令では3年に1回まで減じることができます。)、5分の1以下の場合には3ヶ月に1回(法令では1年に1回まで減じることができます。)の検査とし、より安全を計ります。また、原水についてはすべての項目について年1回の検査を行います。各浄水場での検査頻度を別紙4～別紙6に記載し添付します。

(3) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目については行いません。また、農薬類については、散布時期に合わせて検査を行うことを原則としていますが、水源の上流域には農薬類を散布する畑地がないため、農薬検査は行いません。

5. 水質検査の方法

(1) 水質検査方法

水質検査は厚生労働省の指定水質検査機関に委託し検査を行います。水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は国が定めた水道水の検査方法(「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」)によって行います。なお、その他項目の検査方法は、上水試験方法(日本水道協会)等によって行います。

(2) 試料採取及び運搬方法

試料の採取は、委託した検査機関が容器を準備し採取を行います。

試料の運搬も委託した検査機関が破損防止処置を行った後、採取後12時間以内に検査機関の検査施設に搬入します。

6. 臨時の水質検査

(1) 臨時の水質検査は、水道法施行規則及び水質基準に関する省令並びに水道水質管理における留意事項に基づき、下記のような事態が発生、若しくは発生するおそれがある場合行うこととする。

イ、水源の水質が著しく悪化したとき。

ロ、水源に異常があったとき。

ハ、水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。

ニ、浄水過程に異常があったとき。

ホ、送導配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき。

ヘ、その他特に必要があると認められるとき。

(2) 臨時の水質検査は、水道法施行規則第15条第2項(法第20条第1項関係)に基づ

きおこなうものとし、基準の表中1・2・38及び46から51までの項、並びに基準に適合しないおそれのある項目とする。また、臨時の水質試験の検査機関は、定期検査と同じ機関でおこなう。

7. 検査対象となる配水池の数の決定

市の簡易水道施設は大滝区にあり、本町地区・優徳地区及び北湯沢地区の3箇所にある。

また、各施設の配水池の数は本町地区に3槽・優徳地区に2槽・北湯沢地区に2槽ある。

それぞれの地区にある配水池は複数槽になっているが、水槽の水位を一定に保つため各槽は通水管で結ばれており、また、それぞれの地区に配水するための配水管は一口と同じ状態となっているため、各施設の配水池数は1施設として取り扱っている。

8. 水質検査の公表

公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は水道課で縦覧により公表をおこなう。また、水質検査計画は毎年度の始めに作成します。

9. その他、水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

(1) 水質検査結果の評価に関する事項

水質検査結果を基準に対し評価し、適合不適合の確認を行い水道技術管理者へ報告処理します。

(2) 水質検査計画の見直しに関する事項

ホームページによる水質検査計画の公表により得られたお客様の意見は、以降の水質検査計画に反映させるものとします。

(3) 水質検査の精度と信頼性確保に関する事項

水質検査の方法で計画しており、検査機関の厳正な選定を行います。

(4) 関係機関との連携に関する事項

本市は各関係機関(北海道環境推進課、胆振総合振興局、市環境衛生課、JA伊達・とうや等)と連絡調整を行い、水道水の安全性を確保していきます。

水質基準等一覧表

番号	項目	基準値 (mg/リットル)	区分	
1	一般細菌	100個/ml	病原微生物	
2	大腸菌	検出されないこと		
3	カドミウム及びその化合物	0.003	無機物質・重金属	
4	水銀及びその化合物	0.0005		
5	セレン及びその化合物	0.01		
6	鉛及びその化合物	0.01		
7	ヒ素及びその化合物	0.01		
8	六価クロム化合物	0.02		
9	亜硝酸態窒素	0.04		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		
12	フッ素及びその化合物	0.8		
13	ホウ素及びその化合物	1.0		
14	四塩化炭素	0.002		健康に関する項目
15	1,4-ジオキサン	0.05		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		
17	ジクロロメタン	0.02		
18	テトラクロロエチレン	0.01		
19	トリクロロエチレン	0.01		
20	ベンゼン	0.01		
21	塩素酸	0.6		
22	クロロ酢酸	0.02		
23	クロロホルム	0.06		
24	ジクロロ酢酸	0.03	消毒副生成物	
25	ジプロモクロロメタン	0.1		
26	臭素酸	0.01		
27	総トリハロメタン	0.1		
28	トリクロロ酢酸	0.03		
29	ブロモジクロロメタン	0.03		
30	ブロモホルム	0.09		
31	ホルムアルデヒド	0.08		
32	亜鉛及びその化合物	1.0		色・味
33	アルミニウム及びその化合物	0.2		
34	鉄及びその化合物	0.3		
35	銅及びその化合物	1.0		
36	ナトリウム及びその化合物	200		
37	マンガン及びその化合物	0.05		
38	塩化物イオン	200		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300		
40	蒸発残留物	500		
41	陰イオン界面活性剤	0.2	性状に関する項目	
42	ジェオスミン	0.00001		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	発泡	
44	非イオン界面活性剤	0.02		
45	フェノール類	0.005	臭気	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3		
47	PH値	5.8~8.6	味	
48	味	異常でないこと		
49	臭気	異常でないこと		
50	色度	5度		
51	濁度	2度		
	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下		

注1 番号欄と項目欄の網掛けは、新規項目を表す。

注2 削除項目は以下9項目である。大腸菌群、1,2-ジクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン(CAT)、チラウム、チオベンカルブ、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、有機物等(KMO₄消費量)

注3 平成21年度から1,1-ジクロロエチレンに係る水質基準を廃止し、水質管理目標設定項目に位置づけている。また、シス-1,2-ジクロロエチレンに係る水質基準をシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更し、有機物(全有機炭素(TOC)の量)に係る水質基準を、3mg/L以下に変更する。

水質基準項目等の検査における、給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否

番号	項目	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否				
一	色、濁り及び消毒の残留効果	不可	1日1回以上	不可	不可				
1	一般細菌	不可	概ね1月に1回以上	不可	不可				
2	大腸菌	不可	概ね1月に1回以上	不可	不可				
3	カドミウム及びその化合物	一定の場合可 注1	一定の場合可 注1	注2の通り	注3の通り				
4	水銀及びその化合物	一定の場合可 注1			注4の通り				
5	セレン及びその化合物	不可			注3の通り				
6	鉛及びその化合物	一定の場合可 注1			注4の通り				
7	ヒ素及びその化合物	不可			不可				
8	六価クロム化合物	一定の場合可 注1			不可				
9	亜硝酸態窒素	不可			注3の通り				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	一定の場合可 注1			注3の通り(海水を原水とする場合不可)				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一定の場合可 注1			当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。				
12	フッ素及びその化合物	一定の場合可 注1							
13	ホウ素及びその化合物	一定の場合可 注1							
14	四塩化炭素	一定の場合可 注1							
15	1,4-ジオキサン	一定の場合可 注1							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	一定の場合可 注1							
17	ジクロロメタン	一定の場合可 注1							
18	テトラクロロエチレン	一定の場合可 注1							
19	トリクロロエチレン	一定の場合可 注1							
20	ベンゼン	一定の場合可 注1							
21	塩素酸	不可	概ね3月に1回以上	不可	注3の通り(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)				
22	クロロ酢酸								
23	クロロホルム								
24	ジクロロ酢酸								
25	ジブロモクロロメタン								
26	臭素酸								
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)								
28	トリクロロ酢酸								
29	プロモジクロロメタン								
30	プロモホルム								
31	ホルムアルデヒド	不可	概ね3月に1回以上	不可	注3の通り				
32	亜鉛及びその化合物								
33	アルミニウム及びその化合物								
34	鉄及びその化合物								
35	銅及びその化合物								
36	ナトリウム及びその化合物								
37	マンガン及びその化合物								
38	塩化物イオン					不可	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。	不可	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					一定の場合可 注1	概ね3月に1回以上	注2の通り	注3の通り
40	蒸発残留物					一定の場合可 注1	概ね3月に1回以上	注2の通り	注3の通り
41	陰イオン界面活性剤	一定の場合可 注1	概ね3月に1回以上	注2の通り	注3の通り				
42	ジエオスミン(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール	不可	概ね1月に1回以上(左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。)	不可	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。				
43	2-メチルイソボルネオール1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール	不可	概ね1月に1回以上(左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。)	不可	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。				
44	非イオン界面活性剤	一定の場合可 注1	概ね3月に1回以上	注2の通り	注3の通り				
45	フェノール類	一定の場合可 注1	概ね3月に1回以上	注2の通り	注3の通り				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量 注4)	不可	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。	不可				
47	PH値								
48	味								
49	臭気								
50	色度								
51	濁度								

注1 一定の場合とは、送水施設及び配水施設内での濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取することができる。

注2 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

検査の種類別検査項目一覧表

番号	項目	基準値 (mg/L)	全項目検査		年4回		月1回		トリハロ	かび臭
			浄水	原水	浄水	浄水場	浄水	原水		
1	一般細菌	100個/ml	●	●			●			
2	大腸菌	検出されないこと	●	●			●			
3	カドミウム及びその化合物	0.003	●	●						
4	水銀及びその化合物	0.0005	●	●						
5	セレン及びその化合物	0.01	●	●						
6	鉛及びその化合物	0.01	●	●						
7	ヒ素及びその化合物	0.01	●	●						
8	六価クロム化合物	0.02	●	●	●					
9	亜硝酸態窒素	0.04	●	●	●					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	●	●	●					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	●	●						
12	フッ素及びその化合物	0.8	●	●						
13	ホウ素及びその化合物	1.0	●	●	●					
14	四塩化炭素	0.002	●	●						
15	1,4-ジオキサン	0.05	●	●	●					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	●	●						
17	ジクロロメタン	0.02	●	●						
18	テトラクロロエチレン	0.01	●	●						
19	トリクロロエチレン	0.01	●	●						
20	ベンゼン	0.01	●	●						
21	塩素酸	0.6	●		●					
22	クロロ酢酸	0.02	●				●			
23	クロロホルム	0.06	●		●				●	
24	ジクロロ酢酸	0.03	●				●			
25	ジプロモクロロメタン	0.1	●		●				●	
26	臭素酸	0.01	●		●					
27	総トリハロメタン	0.1	●		●				●	
28	トリクロロ酢酸	0.03	●				●			
29	プロモジクロロメタン	0.03	●		●				●	
30	プロモホルム	0.09	●		●				●	
31	ホルムアルデヒド	0.08	●		●					
32	亜鉛及びその化合物	1.0	●	●						
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	●	●	●					
34	鉄及びその化合物	0.3	●	●						
35	銅及びその化合物	1.0	●	●						
36	ナトリウム及びその化合物	200	●	●						
37	マンガン及びその化合物	0.05	●	●						
38	塩化物イオン	200	●	●			●			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	●	●	●					
40	蒸発残留物	500	●	●	●					
41	陰イオン界面活性剤	0.2	●	●						
42	ジェオスミン	0.00001	●	●						●
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	●	●						●
44	非イオン界面活性剤	0.02	●	●						
45	フェノール類	0.005	●	●						
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	●	●			●			
47	PH値	5.8~8.6	●	●			●			
48	味	異常でないこと	●				●			
49	臭気	異常でないこと	●	●			●			
50	色度	5度	●	●			●			
51	濁度	2度	●	●			●			
	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下	●							
	指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)							●		
	クリプトスポリジウム原虫検査(芽胞菌が検出された場合実施)									
	検査項目数		52	39	16	0	12	1	5	2

注1 番号欄と項目欄の網掛けは、新規項目を表す。

注2 平成21年度から1,1-ジクロロエチレンに係る水質基準を廃止し、水質管理目標設定項目に位置づけている。

また、シス-1,2-ジクロロエチレンに係る水質基準をシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更し、有機物(全有機炭素(TOC)の量)に係る水質基準を、3mg/L以下に変更する。

令和6年度施行新水質基準による水質検査表（伊達市大滝区簡易水道・本町浄水場）

番号	検査月 検査機関 検体名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		検査実施 回数 浄水 原水 回/年 回/年	備考	
		第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター	第一岸本臨床検査センター			第一岸本臨床検査センター
		浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水 2箇所	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水			浄水
	水質基準項目	蛇口		蛇口		蛇口		蛇口		蛇口		蛇口		蛇口		蛇口		蛇口		蛇口		蛇口		蛇口		蛇口		
1	一般細菌	●		●		●		●		●		●	●	●		●		●		●		●		●		●		
2	大腸菌	●		●		●		●		●		●	●	●		●		●		●		●		●		●		
3	カドミウム及びその化合物											●	●															
4	水銀及びその化合物											●	●															
5	セレン及びその化合物											●	●															
6	鉛及びその化合物											●	●															
7	ヒ素及びその化合物											●	●															
8	六価クロム化合物					●						●	●											●				
9	亜硝酸態窒素					●						●	●											●				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン					●						●	●											●				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素											●	●															
12	フッ素及びその化合物											●	●															
13	ホウ素及びその化合物					●						●	●											●				
14	四塩化炭素											●	●															
15	1,4-ジオキサン					●						●	●											●				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン											●	●															
17	ジクロロメタン											●	●															
18	テトラクロロエチレン											●	●															
19	トリクロロエチレン											●	●															
20	ベンゼン											●	●															
21	塩素酸					●						●	●											●				
22	クロロ酢酸	●		●				●			●	●			●						●							
23	クロロホルム					●						●	●											●				
24	ジクロロ酢酸	●		●		●		●			●	●			●						●							
25	ジプロモクロロメタン					●						●	●											●				
26	臭素酸					●						●	●											●				
27	総トリハロメタン					●						●	●											●				
28	トリクロロ酢酸	●		●		●		●			●	●			●						●							
29	プロモジクロロメタン					●						●	●											●				
30	プロモホルム					●						●	●											●				
31	ホルムアルデヒド					●						●	●											●				
32	亜鉛及びその化合物											●	●															
33	アルミニウム及びその化合物					●						●	●											●				
34	鉄及びその化合物											●	●															
35	銅及びその化合物											●	●															
36	ナトリウム及びその化合物											●	●															
37	マンガン及びその化合物											●	●															
38	塩化物イオン	●		●				●			●	●			●					●			●					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					●						●	●							●			●					
40	蒸発残留物					●						●	●										●					
41	陰イオン界面活性剤											●	●											●				
42	ジェオスミン											●	●															
43	2-メチルイソボルネオール											●	●															
44	非イオン界面活性剤											●	●															
45	フェノール類											●	●															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	●		●		●		●			●	●			●						●			●				
47	PH値	●		●		●		●			●	●			●						●			●				
48	味	●		●		●		●			●	●			●						●			●				
49	臭気	●		●		●		●			●	●			●						●			●				
50	色度	●		●		●		●			●	●			●						●			●				
51	濁度	●		●		●		●			●	●			●						●			●				
	PFOS及びPFOA											●	●															
	指標菌(大腸菌、嫌気性芽胞菌)		●		●		●		●		●	●			●					●			●					
	クリプトスピリウム原虫検査											●	●															

※過去3ヶ年の検査結果が、10分の1以下の場合は3年に1回の検査で良い。

※過去3ヶ年の検査結果が、10分の1以下の場合は3年に1回の検査で良い。

※過去3ヶ年の検査結果が、10分の1以下の場合は3年に1回の検査で良い。

※過去3ヶ年の検査結果が、10分の1以下の場合は3年に1回の検査で良い。

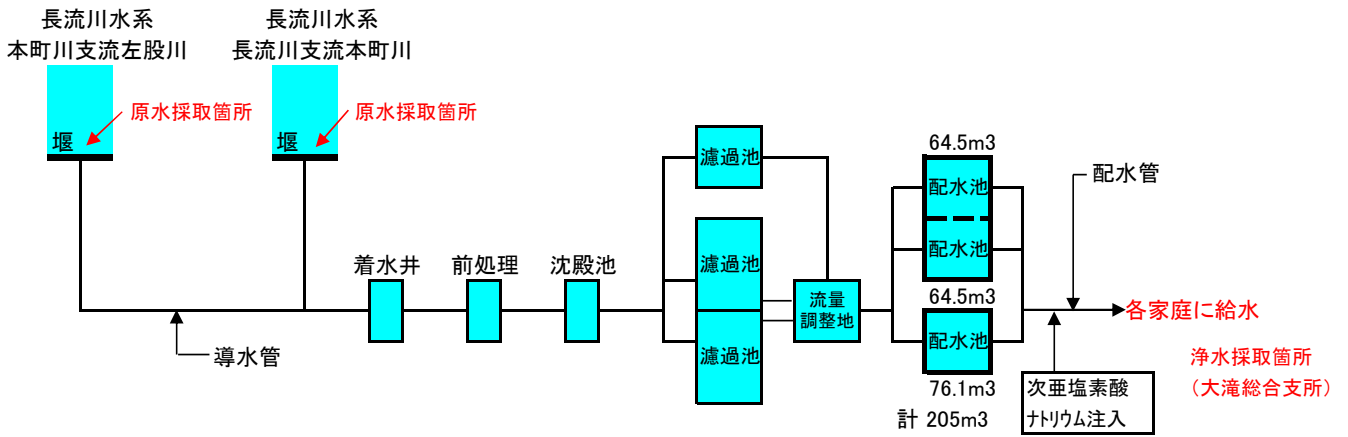
※過去3ヶ年の検査結果が、10分の1以下の場合は3年に1回の検査で良い。

※過去3ヶ年の検査結果が、10分の1以下の場合は3年に1回の検査で良い。

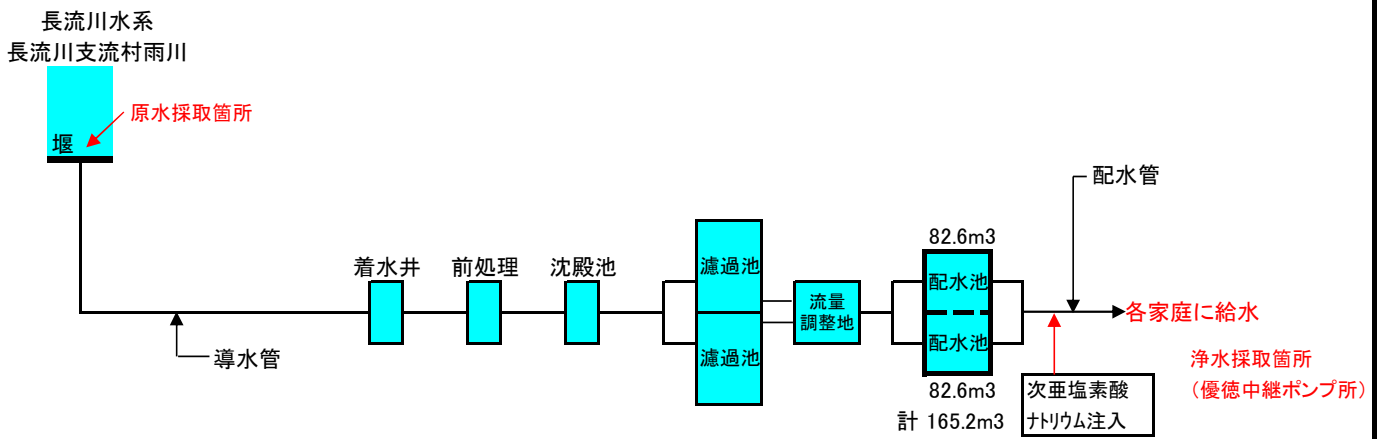
※これらの物質を産出する藻類の繁殖に併せて発生時期に年1回検査

原水及び浄水採取箇所図

大滝区本町浄水場



大滝区優徳浄水場



大滝区北湯沢浄水場

